

○富士吉田市地下水保全条例施行規則

平成22年9月27日規則第39号

改正 平成25年3月29日規則第18号

令和4年3月31日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士吉田市地下水保全条例（平成22年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可申請の手続)

第2条 条例第3条の許可を受けようとする者は、井戸設置（変更）許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、井戸の設置場所を示す図面及び実施計画図面、その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(ミネラルウォーター類の製造を目的とした井戸の許可審査)

第2条の2 ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。）の製造を目的として、自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園の区域又は一般国道138号及び139号（新西原五丁目5597番23から上吉田六丁目73番1までに限る。）以南の区域に井戸を設置する場合における条例第4条に規定する基準の適合は、次に掲げる事項により審査するものとする。

- (1) 企業等の信頼性に関する事項
- (2) 市民の雇用に関する事項
- (3) 地域貢献に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定による審査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平25規則18・追加)

(許可書)

第3条 市長は、条例第4条に規定する許可基準により井戸の設置又は変更を許可したときは、井戸設置（変更）許可通知書（様式第2号）により井戸設置者に通知するものとする。

(完成届)

第4条 条例第5条の規定による届出は、井戸完成届（様式第3号）によるものとする。

2 前項の届出書には、井戸の構造を示す図面その他市長が必要とする書類を添付しなければならない。

(氏名変更等の届出)

第5条 条例第6条の規定による届出は、氏名等変更・承継届（様式第4号）によるものとする。

(特別地域)

第6条 条例第7条第1項第1号に規定する地域とは、半径300メートルの区域内において、設置されている全ての井戸の採取量の合計が日量で5,000立方メートルを超えている地域とする。

2 条例第7条第1項第2号に規定する地域とは、市の水道事業に用いる井戸（水道事業予定地の井戸を含む。）を中心とした半径250メートル内の地域とする。

(平25規則18・一部改正)

(地下水採取者の責務)

第7条 条例第9条の規定により、条例第3条の許可を受けた者は、市の施策に協力するため、市と覚書を取り交わすものとする。

(資料の提出及び立入調査)

第8条 市長は、条例第11条第1項の規定により当該職員を他人の土地に立ち入らせようとするときは、事前にその旨を土地の占有者に通知しなければならない。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書（様式第5号）を携帯しなければならない。

(使用状況報告)

第9条 条例第11条第3項の規定による報告は、井戸使用状況届（様式第6号）によるものとする。

(許可の失効)

第10条 条例第12条第1項の規定による届出は、井戸廃止届（様式第7号）によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請のある井戸の許可について適用し、施行日の前日までに申請のあった井戸の許可については、なお従前の例による。

附 則（令和4年規則第2号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。